

平成 28 年 7 月 6 日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

調査官 小野寺 喜一

室長補佐 石上 智子

労使関係第二係（内線 7667, 7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

## 平成 27 年労使間の交渉等に関する実態調査の概況

### 目 次

調査の概要	1 頁
主な用語の定義	2 頁
利用上の注意	4 頁
結果の概要	
1 労使関係についての認識	5 頁
2 正社員以外の労働者に関する状況	6 頁
3 団体交渉の状況【本部組合及び単位労働組合】	9 頁
4 労働争議の状況【本部組合及び単位労働組合】	10 頁
5 労働協約の締結状況【単位労働組合】	11 頁
6 企業組織の再編・事業部門の縮小等に当たっての労働協約の承継に関する状況 【本部組合及び単位組織組合】	13 頁
7 労使間の交渉状況【本部組合及び単位組織組合】	14 頁

平成 27 年労使間の交渉等に関する実態調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス( <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html> )

## 調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の範囲

#### (1) 地域

全国

#### (2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次に掲げる16大産業。

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）

#### (3) 労働組合

上記(2)に掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合（単位組織組合及び単一組織組合（本部組合、連合扱組合及び単位扱組合））のうちから一定の方法により抽出した約5,200労働組合

### 3 調査事項

- (1) 労働組合の属性に関する事項
- (2) 労使関係についての認識に関する事項
- (3) 正社員以外の労働者に関する事項
- (4) 団体交渉に関する事項
- (5) 労働争議に関する事項
- (6) 労働組合の組織状況に関する事項
- (7) 労働協約の締結状況に関する事項
- (8) 労働協約の承継に関する事項
- (9) 退職給付制度の改定に関する事項
- (10) 労使間交渉事項等に関する事項

### 4 調査の時期

平成27年6月30日現在の状況等について、平成27年7月1日から7月20日まで調査を行った。

### 5 調査の方法

厚生労働省から都道府県労政主管課及び労政主管事務所を經由して調査対象労働組合に対し調査票を配布（一部郵送を含む。）し、調査対象労働組合が調査票に記入した後、都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査票を回収（一部郵送を含む。）して厚生労働省に郵送した。

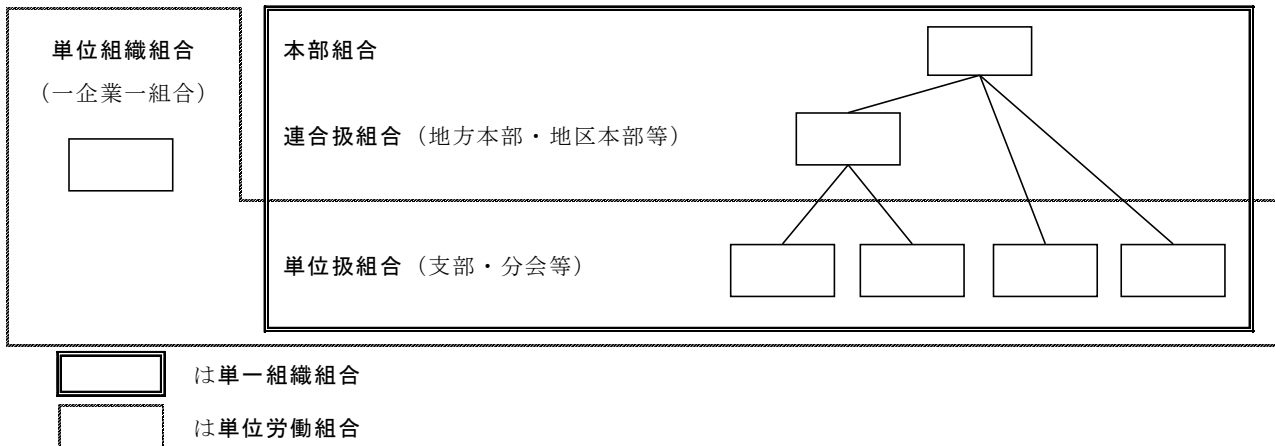
### 6 調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－労働組合

### 7 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 5,189 有効回答数 3,215 有効回答率 62.0%

## 主な用語の定義



### 「単位組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう（上図参照）。

### 「単一組織組合」

規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行うことができる下部組織（支部等）を持つ労働組合をいう（上図参照）。

### 「本部組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織をいう（上図参照）。

### 「連合扱組合」

「単一組織組合」のうち、最上部組織に当たる「本部組合」と最下部組織に当たる「単位扱組合」の中間に位置する労働組合で、地方本部、地区本部等をいう（上図参照）。

### 「単位扱組合」

「単一組織組合」のうち、最下部組織をいう（上図参照）。

### 「単位労働組合」

「単位組織組合」と「単位扱組合」をいう（上図参照）。

### 「正社員」

事業所において正社員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

### 「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、派遣労働者を除く。

- ① 1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても1週間の所定労働日数が、一般労働者よりも少ない者
- ③ パートタイマー、パート等と呼ばれている者

### 「有期契約労働者」

正社員以外で、例えば3か月や1年などの期間を定めた契約で雇用した労働者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、出向社員及び嘱託労働者を除く。

### 「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣事業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

### 「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した労働者をいう。

### 「労働協約」

労使間で結ばれる労働条件その他に関する取決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいう。

### 「ユニオン・ショップ」

従業員は原則としてすべて労働組合に加入しなければならないという内容をいう。

### 「唯一交渉団体」

使用者は当該労働組合を唯一の交渉団体と認め、他の団体との交渉を行わないという内容をいう。

### 「チェック・オフ」

使用者が組合員の賃金から定期組合費、臨時組合費、その他労働組合の徴収金を天引き控除し、労働組合へ直接渡すことをいう。

### 「争議調整」

争議行為を行う前に労働委員会における「あっせん」、「調停」及び「仲裁」やその他第三者による調整を行うことをいう。

### 「企業組織の再編・事業部門の縮小等」

企業の合併、営業・資産の譲受、会社の買収、他社との合併、会社分割、子会社の売却・清算、施設の撤去及び事業部門の撤退・縮小等をいう。

### 「労働協約の規範的部分」

労働協約のうち、労働条件その他労働者の待遇を定める部分をいう。

### 「労働協約の債務的部分」

労働協約のうち、上記の規範的部分以外の部分をいう。例えば、非組合員の範囲、ユニオン・ショップ、唯一交渉団体等労働組合組織に関する事項や、就業時間中の組合活動、労働組合の企業施設利用等労働組合活動に関する事項、団体交渉や労働争議に関する事項等をいう。

## 利用上の注意

- 1 本調査は調査体系の見直しにより、従来の「労働組合実態調査」、「労働組合活動実態調査」、「労働協約等実態調査」及び「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編して調査したものである。
- 2 統計表中の「平成 23 年調査」は、平成 23 年「労働協約等実態調査」を、「平成 24 年調査」は、平成 24 年「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を、「平成 25 年調査」は、平成 25 年「労働組合活動等に関する実態調査」をそれぞれ指す。
- 3 平成 27 年調査は、「本部組合」、「連合抜組合」及び「単位労働組合」を調査対象としており、平成 23 年調査は「単位労働組合」、平成 24 年調査及び平成 25 年調査は、「本部組合」及び「単位労働組合」を調査対象としている。  
過去の調査の数値は、原則として本調査と調査対象範囲が同一で比較が可能なもののみを掲載している。
- 4 統計表に用いている記号は次のとおりである。
  - (1) 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
  - (2) 「-」は、該当数値がないものを示す。
  - (3) 「・」は、項目があり得ないものを示す。
- 5 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。

## 結果の概要

### 1 労使関係についての認識

労働組合における使用者側との労使関係の維持についての認識をみると、「安定的に維持されている」は49.7%、「おおむね安定的に維持されている」は38.1%、「どちらともいえない」は8.1%、「やや不安定である」は3.2%、「不安定である」は0.9%となっている（第1表）。

第1表 労使関係の維持についての認識別割合

		平成27年調査（単位：％）						
区 分	計 1)	安定的			どちらとも いえない	不安定		
		安定的に維持 されている	おおむね 安定的に維持 されている			やや不安定 である	不安定 である	
本部組合及び単位労働組合 計	[100.0]	100.0	49.7	38.1	8.1	3.2	0.9	
			87.8			4.1		
< 企 業 規 模 >								
5,000 人 以 上	[23.1]	100.0	63.9	26.8	4.6	2.8	1.8	
1,000 ～ 4,999 人	[23.6]	100.0	57.1	36.9	5.0	0.5	0.4	
500 ～ 999 人	[12.3]	100.0	42.7	45.3	7.8	3.3	0.8	
300 ～ 499 人	[9.5]	100.0	49.0	36.4	6.9	6.8	0.9	
100 ～ 299 人	[20.5]	100.0	34.7	48.9	11.6	4.2	0.6	
30 ～ 99 人	[10.9]	100.0	40.1	38.1	16.7	4.3	0.7	
< 労 働 組 合 の 種 類 >								
本 部 組 合	[6.3] 【6.1】	100.0	55.8	34.4	7.3	0.9	1.5	
単 位 労 働 組 合	[93.7] 【91.3】	100.0	49.3	38.4	8.1	3.3	0.9	
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	[52.2] 【50.9】	100.0	55.7	34.3	6.7	2.5	0.8	
単 位 組 織 組 合	[41.5] 【40.4】	100.0	41.1	43.5	10.0	4.3	1.0	
連 合 扱 組 合	【2.6】	100.0	43.4	45.8	3.6	3.6	3.6	
本 部 組 合 、 連 合 扱 組 合 及 び 単 位 労 働 組 合 計	【100.0】	100.0	49.5	38.3	8.0	3.2	1.0	
平成25年調査 本部組合及び単位労働組合 計		100.0	48.0	42.3	7.1	1.8	0.7	

注：〔 〕内は、本部組合及び単位労働組合計についての企業規模、労働組合の種類別の構成割合である。

【 】内は、本部組合、連合扱組合及び単位労働組合計についての労働組合の種類別の構成割合である。

1) 労使関係の維持についての認識「不明」を含む。

## 2 正社員以外の労働者に関する状況

### (1) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

「過去1年間（平成26年7月1日～平成27年6月30日の期間。以下同じ。）に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項についてが話合いが持たれた」労働組合は48.9%となっている。産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」75.1%、「卸売業、小売業」60.6%などが高く、企業規模別にみると、規模が大きいほど高くなっている。

また、話合いが持たれた事項をみると、「正社員以外の労働者の労働条件」35.3%が最も高くなっている。（第2表）

第2表 使用者側と話合いが持たれた正社員以外の労働者に関する事項別割合  
（平成26年7月1日～平成27年6月30日の1年間）

区 分	計	平成27年調査（複数回答）（単位：%）										
		過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 1)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 1)	正社員以外の労働者の正社員への登用制度 2)	正社員募集の際の正社員以外の労働者への通知 2)	正社員以外の労働者の労働条件 3)	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項・雇 4)	派遣労働者に関する事項 5)
本部組合及び単位労働組合計	100.0	48.9	23.5	24.6	24.2	10.8	35.3	29.6	16.5	22.4	19.4	16.4
< 産 業 >												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	46.2	11.7	15.2	11.7	13.2	31.9	18.8	12.8	15.2	28.4	15.1
建設業	100.0	37.9	9.3	9.9	12.8	6.4	19.9	11.6	7.4	6.7	9.2	18.2
製造業	100.0	44.3	16.8	17.2	22.6	8.3	23.8	16.8	10.1	12.1	10.2	20.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.3	11.4	12.1	5.9	6.0	25.4	19.9	9.5	13.3	12.4	9.7
情報通信業	100.0	45.1	5.9	17.9	23.8	7.2	35.0	25.1	11.2	15.3	15.6	13.5
運輸業、郵便業	100.0	50.6	27.6	32.2	26.7	11.0	40.0	35.5	23.3	28.4	20.8	14.2
卸売業、小売業	100.0	60.6	39.9	38.0	28.6	12.6	51.4	48.6	23.7	38.4	36.2	15.9
金融業、保険業	100.0	45.7	23.4	24.2	22.9	13.7	41.1	38.5	25.6	36.2	28.3	16.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	44.1	15.8	18.7	17.7	13.1	28.9	24.4	12.1	11.2	10.9	14.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	47.4	21.3	26.9	13.3	8.9	33.2	28.1	14.7	19.0	19.4	16.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	75.1	39.7	31.6	45.2	20.0	57.7	47.3	36.2	28.5	28.7	12.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	59.0	40.7	42.9	36.9	23.4	43.3	40.7	28.4	29.8	30.3	11.2
教育、学習支援業	100.0	51.6	28.9	34.7	31.4	15.4	44.4	36.4	13.4	27.5	26.8	14.0
医療、福祉	100.0	58.9	26.4	20.6	25.1	14.2	47.1	39.2	10.9	24.0	17.9	12.5
複合サービス事業	100.0	41.5	28.9	26.2	29.7	17.7	33.4	28.2	22.7	24.1	24.9	8.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	55.7	21.1	29.7	26.5	11.9	37.9	32.1	14.1	18.9	16.1	10.3
< 企 業 規 模 >												
5,000人以上	100.0	61.7	35.9	37.5	29.7	15.5	50.7	47.4	26.8	40.7	38.0	24.2
1,000～4,999人	100.0	52.5	24.2	23.6	23.0	10.2	40.7	33.4	20.7	24.2	17.7	18.5
500～999人	100.0	48.0	22.0	22.7	22.6	10.5	29.5	25.2	13.7	19.5	15.6	18.5
300～499人	100.0	43.9	10.8	14.2	23.1	6.3	24.4	15.1	12.1	11.7	10.3	10.9
100～299人	100.0	38.8	19.0	19.3	24.2	9.2	22.9	18.0	9.8	11.1	12.2	11.2
30～99人	100.0	38.3	16.9	20.5	17.6	9.4	30.2	22.8	4.8	14.0	9.5	7.5
< 労 働 組 合 の 種 類 >												
本部組合	100.0	54.6	20.1	29.3	33.7	12.4	43.2	35.2	18.3	25.2	21.6	22.1
単位労働組合	100.0	48.5	23.7	24.3	23.5	10.7	34.8	29.2	16.3	22.3	19.3	16.0
支部等の単位扱組合	100.0	53.1	28.1	28.7	23.8	12.0	41.7	35.8	21.3	28.5	25.0	19.2
単位組織組合	100.0	42.8	18.3	18.7	23.2	9.1	26.1	20.9	10.1	14.4	12.1	12.1
連 合 扱 組 合	100.0	51.8	24.1	33.7	28.9	16.9	34.9	31.3	15.7	22.9	26.5	15.7
本部組合、連合扱組合及び単位労働組合計	100.0	49.0	23.5	24.8	24.3	11.0	35.3	29.6	16.4	22.5	19.6	16.4
平成25年調査 本部組合及び単位労働組合計	100.0	49.7	22.9	24.1	21.9	13.3	38.3	30.7	19.2	24.8	24.5	15.7

注：1）雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

2）派遣労働者を含む。

3）派遣労働者を除く。

4）雇用期間の定めのある者に限る。

5）受け入れ時における事前協議を含む。

## (2) 正社員以外の労働者に関する事項別労働協約の規定の状況

正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定の状況をみると、「労働協約の規定がある」は41.9%となっている。産業別にみると、「卸売業、小売業」62.3%が高くなっている。

また、労働協約の規定がある事項をみると、「正社員以外の労働者の労働条件」34.1%、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」28.4%などとなっている。(第3表)

第3表 労働協約の規定がある正社員以外の労働者に関する事項別割合

平成27年調査 (複数回答)(単位: %)												
区 分	計	正社員以外の労働者に関する事項がある	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	正社員以外の労働者の「正社員への登用制度」	正社員募集の際の正社員以外の労働者への通知	正社員以外の労働者の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項	派遣労働者に関する事項
			1)	1)	2)	2)	3)				4)	5)
本部組合及び単位労働組合 計	100.0	41.9	28.4	25.1	20.9	13.3	34.1	28.9	18.4	25.2	25.6	13.3
< 産 業 >												
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	23.7	16.7	20.2	13.2	10.7	16.7	8.3	9.4	11.8	11.8	11.8
建設業	100.0	25.6	16.6	16.5	14.3	8.1	18.0	14.4	12.1	13.4	12.4	10.7
製造業	100.0	37.1	27.2	21.1	16.7	12.3	27.3	23.8	15.3	16.6	20.7	13.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.1	24.6	19.4	12.1	9.1	27.0	23.8	11.6	19.8	18.2	12.6
情報通信業	100.0	44.3	25.2	29.8	19.0	13.6	35.9	28.5	15.9	20.8	22.8	13.2
運輸業、郵便業	100.0	40.8	28.7	21.1	18.1	13.1	34.0	32.4	22.6	28.4	26.0	7.4
卸売業、小売業	100.0	62.3	41.4	39.9	35.5	19.0	54.9	43.8	30.2	46.5	46.7	26.3
金融業、保険業	100.0	42.2	18.4	23.9	26.4	11.6	37.9	26.7	13.3	25.8	18.6	8.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	34.3	20.6	28.0	18.6	10.4	26.3	24.9	6.8	15.9	18.4	9.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	28.4	18.0	16.8	13.2	9.1	22.3	18.3	14.6	16.7	15.8	13.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	32.5	20.5	13.4	16.7	5.5	26.9	15.6	12.1	21.0	15.1	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	36.8	20.1	25.9	16.0	6.9	34.0	28.9	18.3	26.3	22.8	8.6
教育、学習支援業	100.0	26.7	22.4	23.5	15.6	9.4	22.0	20.3	7.7	14.2	15.7	9.8
医療、福祉	100.0	43.2	26.0	22.4	16.8	13.1	36.5	32.7	14.3	27.8	26.9	11.2
複合サービス事業	100.0	47.7	44.5	40.0	33.5	22.1	40.4	36.3	24.7	34.5	35.2	11.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.0	27.1	30.5	19.9	9.8	31.3	26.3	18.2	24.3	25.1	12.2
< 企 業 規 模 >												
5,000人以上	100.0	56.3	30.6	32.8	27.5	17.4	48.3	37.2	23.0	38.0	35.2	17.9
1,000～4,999人	100.0	42.9	29.9	27.3	21.4	11.5	34.6	31.0	21.2	26.5	28.1	14.2
500～999人	100.0	39.4	29.2	25.8	23.4	12.3	29.2	27.7	18.7	26.1	23.3	12.8
300～499人	100.0	44.8	32.2	31.3	22.8	14.8	35.1	26.4	17.5	20.5	28.4	16.0
100～299人	100.0	28.5	23.5	17.7	13.6	9.5	23.4	20.7	12.4	15.1	15.4	10.2
30～99人	100.0	34.1	25.8	12.1	14.7	15.1	27.4	25.7	14.1	17.2	19.2	5.3
< 労 働 組 合 の 種 類 >												
本部組合	100.0	30.3	17.4	18.9	16.4	6.1	23.5	20.0	13.4	19.7	14.0	8.6
単位労働組合	100.0	42.6	29.2	25.5	21.2	13.7	34.8	29.5	18.7	25.6	26.4	13.6
支部等の単位扱組合	100.0	49.1	32.6	30.8	23.8	14.3	40.0	33.7	20.5	30.9	30.8	15.8
単位組織組合	100.0	34.5	24.8	18.9	17.8	13.0	28.2	24.3	16.5	18.9	20.8	10.8
連 合 扱 組 合	100.0	48.2	28.9	30.1	26.5	19.3	39.8	36.1	27.7	34.9	31.3	9.6
本部組合、連合扱組合及び単位労働組合 計	100.0	42.0	28.4	25.2	21.0	13.4	34.2	29.1	18.6	25.5	25.7	13.2
平成25年調査 本部組合及び単位労働組合 計	100.0	36.2	25.6	24.5	19.4	12.6	30.4	26.5	18.2	23.1	22.9	11.6

- 注：1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。  
 2) 派遣労働者を含む。  
 3) 派遣労働者を除く。  
 4) 雇用期間の定めのある者に限る。  
 5) 受け入れ時における事前協議を含む。



**(3) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無【単位労働組合】**

正社員以外の労働者の種類ごとにそれぞれの労働者が事業所にいる労働組合について「組合加入資格がある」割合をみると、「パートタイム労働者」35.6%（平成25年調査32.6%）、「有期契約労働者」39.9%（同38.9%）、「派遣労働者」11.1%（同17.7%）、「嘱託労働者」35.6%（同34.0%）となっている。

また、実際に「組合員がいる」割合は「パートタイム労働者」24.9%（同20.5%）、「有期契約労働者」29.7%（同25.5%）、「派遣労働者」1.3%（同3.1%）、「嘱託労働者」26.2%（同22.0%）となっている。（第4表）

**第4表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（単位労働組合）**

（単位：％）

区 分	事業所に 該当労働者 がいる 計	組合加入 資格がある	組合加入資格がある		組合加入 資格がない
			組合員が いる	組合員は いない	
平成27年調査					
パートタイム労働者	100.0	35.6	24.9	10.7	64.4
有期契約労働者	100.0	39.9	29.7	10.1	60.1
派遣労働者	100.0	11.1	1.3	9.8	88.9
嘱託労働者	100.0	35.6	26.2	9.4	64.4
平成25年調査					
パートタイム労働者	100.0	32.6	20.5	12.2	67.4
有期契約労働者	100.0	38.9	25.5	13.3	61.1
派遣労働者	100.0	17.7	3.1	14.6	82.3
嘱託労働者	100.0	34.0	22.0	12.0	66.0

### 3 団体交渉の状況【本部組合及び単位労働組合】

過去3年間（平成24年7月1日～平成27年6月30日の期間。以下同じ。）に使用者側との間で行われた団体交渉の状況をみると、「団体交渉を行った」67.8%（平成24年調査67.5%）、「団体交渉を行わなかった」32.2%（同32.5%）となっている。

「団体交渉を行った」労働組合について交渉形態（複数回答）をみると、「当該労働組合のみで交渉」87.7%（同87.8%）が最も多く、次いで「企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉」11.4%（同11.5%）、「企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉」3.0%（同4.6%）などとなっている。（第5表）

第5表 団体交渉の有無及び交渉形態別割合  
（平成24年7月1日～平成27年6月30日の3年間）

区 分	計 1)	団体交渉を 行った 2)		交渉形態（複数回答）					団体交渉を 行わなかった
				当該労働組 合のみで交 渉	企業内上部 組織又は企 業内下部組 織と一緒に 交渉	企業外上部 組織（産業 別組織）と 一緒に交渉	企業外上部 組織（地域 別組織）と 一緒に交渉	その他	
平成27年調査（単位：%）									
本部組合及び単位労働組合計	100.0	67.8	(100.0)	(87.7)	(11.4)	(3.0)	(1.6)	(0.9)	32.2
< 企業規模 >									
5,000人以上	100.0	45.2	(100.0)	(80.6)	(22.8)	(1.4)	(0.3)	(0.7)	54.6
1,000～4,999人	100.0	59.8	(100.0)	(85.6)	(17.1)	(2.8)	(0.7)	(0.7)	40.1
500～999人	100.0	79.9	(100.0)	(83.4)	(16.0)	(0.9)	(-)	(0.1)	20.1
300～499人	100.0	78.3	(100.0)	(92.0)	(6.2)	(2.8)	(1.1)	(0.2)	21.7
100～299人	100.0	84.4	(100.0)	(93.2)	(3.2)	(2.1)	(2.2)	(0.6)	15.6
30～99人	100.0	78.4	(100.0)	(90.1)	(4.2)	(9.5)	(5.8)	(4.0)	21.6
< 労働組合の種類 >									
本部組合	100.0	84.5	(100.0)	(93.6)	(8.9)	(2.9)	(0.5)	(2.3)	15.5
単位労働組合	100.0	66.6	(100.0)	(87.2)	(11.7)	(3.0)	(1.7)	(0.8)	33.3
支部等の単位扱組合	100.0	51.9	(100.0)	(77.5)	(26.9)	(2.4)	(1.5)	(0.9)	48.0
単位組織組合	100.0	85.2	(100.0)	(94.7)	(・)	(3.4)	(1.9)	(0.8)	14.8
平成24年調査 本部組合及び単位労働組合計	100.0	67.5	(100.0)	(87.8)	(11.5)	(4.6)	(1.6)	(1.4)	32.5

注：（ ）内は、団体交渉を行った労働組合に対する割合である。

- 1) 団体交渉の有無「不明」を含む。
- 2) 団体交渉の交渉形態「不明」を含む。

#### 4 労働争議の状況【本部組合及び単位労働組合】

##### (1) 争議行為開始の際の状況

争議行為開始の際の状況についてみると、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について「取り決めている」64.5%（平成24年調査52.0%）、「取り決めていない」34.6%（同48.0%）となっている。

また、「取り決めている」労働組合について予告方法をみると、「文書」86.5%（同89.4%）、「口頭」10.4%（同6.9%）となっている。（第6表）

第6表 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無、予告方法別割合

平成27年調査（単位：％）						
区 分	計 1)	争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている 2)	予告方法		争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めていない	
			文書	口頭		
本部組合及び単位労働組合 計	100.0	64.5 (100.0)	(86.5)	(10.4)	34.6	
< 労働組合の種類 >						
本部 組 合	100.0	77.8 (100.0)	(90.9)	(6.4)	21.5	
単位労働組合	100.0	63.6 (100.0)	(86.1)	(10.8)	35.5	
支部等の単位扱組合	100.0	68.8 (100.0)	(89.7)	(7.2)	29.9	
単位組織組合	100.0	57.0 (100.0)	(80.8)	(16.2)	42.5	
平成24年調査 本部組合及び単位労働組合 計	100.0	52.0 (100.0)	(89.4)	(6.9)	48.0	

注：（ ）内は、争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合に対する割合である。

1) 争議行為開始の際の使用者側に対する予告についての取決めの有無「不明」を含む。

2) 予告方法の種類「不明」を含む。

##### (2) 争議行為開始の際の予告期間

争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている労働組合における予告期間をみると、「期間の定めはない」27.7%（平成24年調査22.8%）が最も多く、次いで「24時間を超え48時間以内」21.1%（同24.1%）などとなっている（第7表）。

第7表 争議行為開始の際の予告期間別割合

平成27年調査（単位：％）									
区 分	争議行為開始の際の使用者側に対する予告について取り決めている計	予告期間							不明
		24時間以内	24時間を超え48時間以内	2日を超え3日以内	3日を超え7日以内	7日を超え10日以内	10日超	期間の定めはない	
本部組合及び単位労働組合 計	100.0	10.7	21.1	10.0	10.9	3.7	4.7	27.7	11.0
< 労働組合の種類 >									
本部 組 合	100.0	9.3	32.5	14.4	7.9	3.5	5.5	16.3	10.5
単位労働組合	100.0	10.8	20.2	9.7	11.2	3.7	4.7	28.7	11.1
支部等の単位扱組合	100.0	11.2	21.3	7.6	11.6	4.4	5.1	26.6	12.1
単位組織組合	100.0	10.3	18.5	12.8	10.5	2.6	4.1	31.8	9.5
平成24年調査 本部組合及び単位労働組合 計	100.0	13.1	24.1	13.5	7.9	4.3	3.3	22.8	10.9

## 5 労働協約の締結状況【単位労働組合】

### (1) 労働協約の締結の状況

労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約の締結状況をみると、労働協約を「締結している」93.4%（平成23年調査91.4%）、「締結していない」6.5%（同8.6%）となっている。

また、労働協約を締結している労働組合について労働協約の締結主体をみると、「当該労働組合において締結」57.5%（同71.4%）が最も多く、次いで「上部組織において締結」30.5%（同23.0%）、「当該労働組合及び上部組織双方において締結」8.7%（同5.0%）となっている。（第8表）

第8表 労働協約の締結の有無及び労働協約の締結主体別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：%）

区 分	計 <sup>1)</sup>	労働協約を締結している <sup>2)</sup>	労働協約の締結主体			労働協約を締結していない
			当該労働組合において締結	上部組織において締結	当該労働組合及び上部組織双方において締結	
計	100.0	93.4 (100.0)	(57.5)	(30.5)	(8.7)	6.5
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	98.3 (100.0)	(22.2)	(63.2)	(11.5)	1.7
1,000～4,999人	100.0	97.0 (100.0)	(48.4)	(42.2)	(6.4)	3.0
500～999人	100.0	91.4 (100.0)	(66.4)	(20.7)	(12.2)	8.6
300～499人	100.0	96.4 (100.0)	(74.9)	(11.5)	(8.4)	3.6
100～299人	100.0	86.8 (100.0)	(84.8)	(3.1)	(7.6)	12.9
30～99人	100.0	88.4 (100.0)	(84.0)	(6.5)	(5.8)	11.6
< 労働組合の種類 >						
支部等の単位別組合	100.0	97.4 (100.0)	(30.4)	(52.5)	(15.0)	2.6
単位組織組合	100.0	88.5 (100.0)	(94.9)	(・)	(・)	11.4
平成23年調査計	100.0	91.4 (100.0)	(71.4)	(23.0)	(5.0)	8.6

注：（ ）内は、労働協約を締結している労働組合に対する割合である。

- 1) 労働協約の締結の有無「不明」を含む。
- 2) 労働協約の締結主体「不明」を含む。

### (2) 労働協約の事項別締結状況

労働協約を締結している労働組合について「労働協約の規定がある」事項をみると、組合組織に関する事項70.2%、組合活動に関する事項80.4%、団体交渉に関する事項65.5%、労働争議に関する事項54.5%となっている（第9-1表～第9-4表）。

第9-1表 組合組織に関する労働協約の規定の有無別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：%）

区 分	労働協約を締結している計 <sup>1)</sup>	組合組織に関する次の事項の労働協約の規定あり	規定のある事項（複数回答）			いずれの規定もなし
			非組合員の範囲	ユニオン・ショップ	唯一交渉団体	
計	100.0	70.2 (100.0)	(64.1)	(80.0)	(44.9)	19.5
< 企業規模 >						
5,000人以上	100.0	78.0 (100.0)	(78.3)	(79.1)	(49.5)	8.5
1,000～4,999人	100.0	77.9 (100.0)	(67.1)	(87.5)	(45.2)	11.1
500～999人	100.0	70.7 (100.0)	(63.9)	(78.8)	(44.8)	14.6
300～499人	100.0	72.7 (100.0)	(59.0)	(78.7)	(33.2)	17.8
100～299人	100.0	59.9 (100.0)	(41.6)	(76.2)	(47.5)	33.0
30～99人	100.0	51.1 (100.0)	(58.3)	(70.5)	(37.6)	44.9

注：（ ）内は、組合組織に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

- 1) 組合組織に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

第9-2表 組合活動に関する労働協約の規定の有無別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：％）

区 分	労働協約を 締結している 計 <sup>1)</sup>	組合活動に関する 次の事項の労働協約の 規定あり		規定のある事項（複数回答）					いずれの 規定もなし
				就業時間中の 組合活動	組合の企業施設 利用 （組合事務所の 場合を除く）	組合事務所の 供与	組合専従者の 取扱い	チェック・オフ	
計	100.0	80.4	(100.0)	(82.9)	(68.6)	(66.3)	(60.3)	(71.3)	9.6
< 企業規模 >									
5,000人以上	100.0	85.6	(100.0)	(88.9)	(80.8)	(79.8)	(88.4)	(78.8)	1.5
1,000～4,999人	100.0	86.5	(100.0)	(90.5)	(71.4)	(70.8)	(74.9)	(73.1)	3.1
500～999人	100.0	72.7	(100.0)	(85.2)	(69.2)	(72.8)	(64.5)	(71.0)	13.5
300～499人	100.0	79.8	(100.0)	(81.3)	(61.9)	(66.6)	(49.3)	(71.9)	11.5
100～299人	100.0	80.5	(100.0)	(68.0)	(57.9)	(51.6)	(20.0)	(62.9)	12.2
30～99人	100.0	64.5	(100.0)	(74.5)	(54.2)	(36.8)	(30.0)	(61.9)	31.4

注：（ ）内は、組合活動に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

1) 組合活動に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

第9-3表 団体交渉に関する労働協約の規定の有無別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：％）

区 分	労働協約を 締結している 計 <sup>1)</sup>	団体交渉に関する 次の事項の労働協約の 規定あり		規定のある事項（複数回答）			いずれの 規定もなし
				団体交渉 事項	団体交渉の 手続き・運営	交渉委任 禁止	
計	100.0	65.5	(100.0)	(91.4)	(81.9)	(27.2)	23.0
< 企業規模 >							
5,000人以上	100.0	78.7	(100.0)	(92.6)	(88.9)	(33.0)	7.3
1,000～4,999人	100.0	69.1	(100.0)	(95.8)	(88.5)	(33.5)	19.3
500～999人	100.0	64.8	(100.0)	(88.7)	(83.9)	(20.1)	21.3
300～499人	100.0	65.2	(100.0)	(90.4)	(83.6)	(21.4)	25.9
100～299人	100.0	56.9	(100.0)	(85.7)	(66.2)	(22.7)	31.8
30～99人	100.0	43.6	(100.0)	(90.0)	(61.7)	(11.3)	50.8

注：（ ）内は、団体交渉に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

1) 団体交渉に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

第9-4表 労働争議に関する労働協約の規定の有無別割合（単位労働組合）

平成27年調査（単位：％）

区 分	労働協約を 締結している 計 <sup>1)</sup>	労働争議に関する 次の事項の労働協約の 規定あり		規定のある事項（複数回答）				いずれの 規定もなし
				争議調整	争議行為の 予告	争議行為の 不参加者	争議行為中の 遵守事項	
計	100.0	54.5	(100.0)	(67.5)	(88.1)	(58.6)	(57.7)	32.7
< 企業規模 >								
5,000人以上	100.0	70.6	(100.0)	(64.9)	(86.3)	(55.6)	(60.1)	13.6
1,000～4,999人	100.0	68.1	(100.0)	(68.1)	(92.7)	(63.5)	(56.9)	20.4
500～999人	100.0	49.2	(100.0)	(64.4)	(86.4)	(64.8)	(52.6)	34.6
300～499人	100.0	51.0	(100.0)	(70.5)	(92.7)	(59.8)	(64.5)	40.1
100～299人	100.0	38.1	(100.0)	(74.7)	(84.0)	(54.1)	(51.8)	47.9
30～99人	100.0	27.2	(100.0)	(63.2)	(79.4)	(46.3)	(61.6)	67.1

注：（ ）内は、労働争議に関する労働協約の規定がある労働組合に対する割合である。

1) 労働争議に関する労働協約の規定の有無「不明」を含む。

## 6 企業組織の再編・事業部門の縮小等に当たっての労働協約の承継に関する状況

### 【本部組合及び単位組織組合】

過去3年間に労働組合員が所属する事業所において「企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された」労働組合は21.1%（平成25年調査31.5%）となっており、そのうち、労働協約の承継についての労使間での話し合いの状況をみると「話し合いが持たれた」46.6%（同35.0%）、「話し合いが持たれなかった」34.3%（同50.7%）、「労働協約はない」13.8%（同13.7%）となっている。

また、「話し合いが持たれた」と回答した労働組合についてその内容（複数回答）をみると、労働協約の「労働条件その他労働者の待遇を定める規範的部分について持たれた」88.8%（同77.6%）、労働協約の「債務的部分（規範的部分以外の部分）について持たれた」28.1%（同50.2%）となっている。（第10表）

第10表 企業組織の再編・事業部門の縮小等に当たっての労働協約の承継についての話し合いの状況別割合  
（本部組合及び単位組織組合）

（平成24年7月1日～平成27年6月30日の3年間）

平成27年調査（単位：%）

区 分	計 1)	企業組織の再編・ 事業部門の縮小等 が実施された 2)		労働協約の承継についての話し合い状況					労働協約は ない	企業組織の再 編・事業部門の 縮小等が実施さ れなかった
				話し合いが 持たれた	話し合いの内容（複数回答）		話し合いが 持たれな かった			
					労働条件そ 他労働者 の待遇を定 める規範的 部分につい て持たれた	債務的部分 （規範的部 分以外の部 分）につい て持たれた				
計	100.0	21.1	(100.0)	(46.6)	[100.0]	[88.8]	[28.1]	(34.3)	(13.8)	77.8
< 企 業 規 模 >										
5,000 人 以 上	100.0	51.8	(100.0)	(65.2)	[100.0]	[92.2]	[38.3]	(27.4)	(7.0)	47.6
1,000 ～ 4,999 人	100.0	33.6	(100.0)	(61.2)	[100.0]	[91.1]	[36.6]	(31.3)	(2.2)	66.2
500 ～ 999 人	100.0	28.2	(100.0)	(41.4)	[100.0]	[81.9]	[28.4]	(24.3)	(27.8)	70.2
300 ～ 499 人	100.0	24.0	(100.0)	(47.9)	[100.0]	[79.5]	[22.5]	(40.7)	(1.9)	75.3
100 ～ 299 人	100.0	14.8	(100.0)	(34.1)	[100.0]	[95.5]	[6.9]	(48.5)	(12.4)	84.4
30 ～ 99 人	100.0	8.2	(100.0)	(19.2)	[100.0]	[85.2]	[38.8]	(16.1)	(62.7)	89.2
< 労 働 組 合 員 数 規 模 >										
5,000 人 以 上	100.0	46.8	(100.0)	(72.4)	[100.0]	[88.9]	[41.3]	(26.1)	(-)	52.0
1,000 ～ 4,999 人	100.0	38.0	(100.0)	(72.4)	[100.0]	[97.1]	[42.6]	(21.8)	(2.9)	61.9
500 ～ 999 人	100.0	28.9	(100.0)	(63.6)	[100.0]	[99.4]	[14.9]	(22.7)	(7.0)	70.2
300 ～ 499 人	100.0	30.3	(100.0)	(60.9)	[100.0]	[48.2]	[60.5]	(25.4)	(4.4)	68.2
100 ～ 299 人	100.0	24.9	(100.0)	(42.2)	[100.0]	[97.7]	[10.3]	(37.6)	(15.7)	74.7
30 ～ 99 人	100.0	11.9	(100.0)	(21.7)	[100.0]	[92.4]	[17.3]	(46.5)	(26.2)	86.4
< 労 働 組 合 の 種 類 >										
本 部 組 合	100.0	39.3	(100.0)	(56.5)	[100.0]	[92.5]	[36.0]	(25.8)	(13.2)	59.2
単 位 組 織 組 合	100.0	18.4	(100.0)	(43.4)	[100.0]	[87.3]	[24.8]	(37.1)	(14.0)	80.6
平 成 25 年 調 査 計	100.0	31.5	(100.0)	(35.0)	[100.0]	[77.6]	[50.2]	(50.7)	(13.7)	67.7

注：（ ）内は、企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された労働組合に対する割合である。

[ ]内は、労働協約の承継についての話し合いが持たれた労働組合に対する割合である。

1) 企業組織の再編・事業部門の縮小等の実施の有無「不明」を含む。

2) 労働協約の承継についての話し合いの有無「不明」を含む。

## 7 労使間の交渉状況【本部組合及び単位組織組合】

過去3年間に「何らかの労使間の交渉があった」事項をみると、「賃金額」70.1%、「賃金制度」55.6%、「職場環境に関する事項」52.1%などとなっている。

また、「何らかの労使間交渉があった」事項のうち「使用者側と話し合いが持たれた」事項をみると、「所定外・休日労働」98.1%、「賃金制度」97.4%、「所定内労働時間」96.7%などとなっている。

「何らかの労使間交渉があった」結果、「労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた」とする割合を事項別にみると、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」29.7%、「賃金制度」24.7%、「賃金額」23.0%、「休日・休暇」23.0%などとなっている。（第11表）

第11表 労使間の交渉状況別割合（本部組合及び単位組織組合）  
（平成24年7月1日～平成27年6月30日の3年間）

平成27年調査（単位：％）

区 分	何らかの労使間の交渉があった計	労使間の交渉形態（複数回答）				使用者側から一方的に説明・報告・通知等がなされた	労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた
		使用者側と話し合いが持たれた	団体交渉が行われた	労使協議機関での話し合いが行われた			
< 事 項 >							
賃金・退職給付に関する事項	[83.5]	100.0	96.9	64.5	35.3	5.4	26.3
賃金制度	[55.6]	100.0	97.4	58.0	31.7	3.2	24.7
賃金額	[70.1]	100.0	96.1	65.4	31.6	1.7	23.0
退職給付（一時金・年金）	[34.5]	100.0	91.4	50.8	33.2	8.8	22.5
労働時間・休日・休暇に関する事項	[70.9]	100.0	96.0	47.4	38.3	4.9	27.3
所定内労働時間	[36.0]	100.0	96.7	48.0	31.2	2.4	16.3
所定外・休日労働	[42.0]	100.0	98.1	45.3	38.1	1.7	14.8
休日・休暇 <sup>1)</sup>	[43.9]	100.0	95.1	46.1	32.0	2.5	23.0
育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度	[34.7]	100.0	92.9	37.0	36.3	3.6	29.7
雇用・人事に関する事項	[62.6]	100.0	91.0	41.3	45.9	16.6	19.3
要員計画・採用計画	[30.5]	100.0	83.6	29.9	40.9	14.9	4.9
雇用の維持・解雇	[22.8]	100.0	93.4	30.3	39.0	3.8	4.4
配置転換・出向	[24.6]	100.0	76.0	18.6	33.8	22.2	7.0
昇進・昇格・懲戒処分	[35.3]	100.0	79.7	23.2	31.8	18.6	6.1
人事考課制度（慣行的制度を含む）	[30.3]	100.0	82.9	31.2	29.1	11.7	13.2
定年制・再雇用・勤務延長	[37.7]	100.0	88.5	38.1	40.6	11.0	19.3
職場環境に関する事項	[52.1]	100.0	92.4	34.5	40.4	0.9	5.6
健康管理に関する事項	[42.9]	100.0	90.6	29.6	41.7	2.4	6.6
経営に関する事項	[32.3]	100.0	83.7	27.2	43.1	16.2	4.0
企業組織の再編・事業部門の縮小等	[18.9]	100.0	75.9	24.4	37.9	21.0	6.4
教育訓練に関する事項	[25.8]	100.0	91.1	32.4	47.9	8.2	7.1
福利厚生に関する事項	[42.0]	100.0	91.2	37.6	41.5	3.6	13.1
男女の均等取扱いに関する事項	[16.5]	100.0	87.7	33.2	36.3	5.4	3.5
労働協約の解釈・疑義に関する事項	[17.3]	100.0	94.3	27.6	28.4	1.9	7.8

注：〔 〕内は、何らかの労使間の交渉があった労働組合の割合である。

1) 育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度を除く。